

## 人権救済申立てに関する手続(申立方法・手続の流れなど)

人権擁護委員会の中心的な任務は「基本的人権を擁護するため、人権侵害について調査をなし、人権を侵害された者に対し、救済その他適切な措置をとる(金則75条)」と定められた人権救済申立事件の処理です。

[過去の措置事例\(人権救済申立事件「警告・勧告・要望」\)](#)

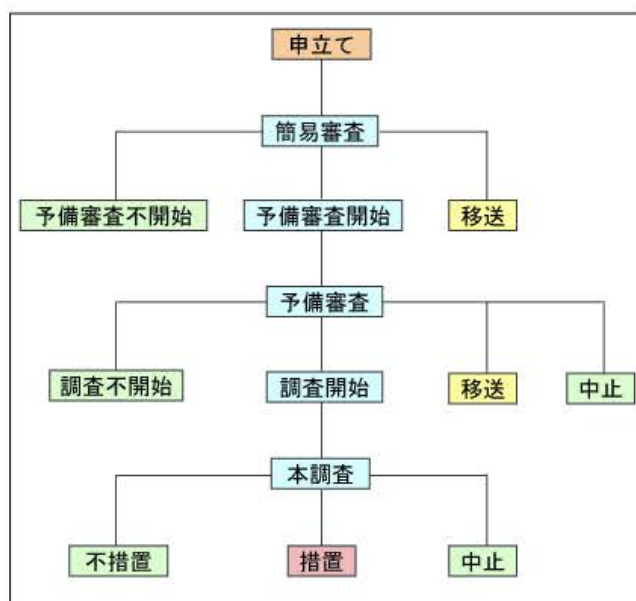
### 1 手続の流れ

ここでは、人権救済申立てに関する制度・手続について説明します。

※なお、この制度は、弁護士が法的アドバイスをする「法律相談」とは異なります。また、個別の弁護士を紹介・あつせんするものでもありません。「法律相談をしたい」、「損害賠償を求めたい」、「裁判や調停の手続をとりたい」という方は、お近くの弁護士会の法律相談センターや法テラス(日本司法支援センター)に連絡してください。

[法務相談窓口](#)

日弁連の人権救済申立事件の手続の流れは、次の図のようになっています。



### 人権救済申立事件処理手続の流れ・注

#### 申立て

日弁連人権擁護委員会宛に「書面(書式自由)」で提出ください。

#### 簡易審査

人権救済申立てを受けた事件について、予備審査の要否を決定する簡易な審査。

**予備審査不開始** 簡易審査の結果、事案の性質その他の事情により措置をとることが見込まれないことが明らかな事件等。

**予備審査開始** ① 社会的影響が特に重大と考えられる事件、② 事件の内容又は関係者が全国的又は広域に及ぶ事件、③ 国の機関に対する調査、要求等を必要とする事件等。

**移送** 弁護士会等において調査・研究するのが相当と認められる事件。

#### 予備審査

人権救済申立てを受けた後、本調査前に行う予備的な審査。

**調査不開始** 予備審査の結果、調査を継続しても人権侵害若しくはそのおそれがあると認定することが見込まれない事件。

**調査開始** 予備審査の結果、調査を行うことにより人権侵害又はそのおそれがあると認定できる可能性がある事件。

**移送** 弁護士会等において調査・研究するのが相当と認められる事件。

**中止** 申立人から取下げがあった事件、申立人の死亡又は行方不明が明らかになった事件等。

#### 本調査

人権救済申立事件として、人権侵害又はそのおそれの有無などを調査すること。

**不措置** 調査の結果、措置をとるには至らないと認められる事件。

**措置** 調査の結果、人権侵害又はそのおそれがあると認められる事件であり、措置の内容としては、司法的措置(告発、準起訴)、警告(意見を通告し、反省を求める)、勧告(適切な措置を求める)、要望(趣旨の変換を期待)、助言・協力、意見の表明がある。

**中止** 申立人から取下げがあった事件、申立人の死亡又は行方不明が明らかになった事件等。

## 再審支援

えん罪事件については、再審請求の支援を行うこともあります。ただし、支援することが相当かどうかについては、慎重に検討したうえで判断しており、すべての事件について支援するわけではありません。

## 2 人権救済申立てによる措置の効果

人権擁護委員会による措置は、法的な強制力は持ちませんが、司法の一翼である弁護士会の法的な判断として影響力を持ちます。また、裁判などの司法手続にはなじみにくいけれども、正義に照らして救済の必要性の高い事件について、法的な判断を求めることができます。

なお、警察などと違い、調査の権限、方法には限界があります(強制的に取り調べをすることはできません)が、必要な人、機関に対して調査を申し入れると、多くの場合で回答が得られるなど、この手続は多方面から信頼を得ています。

## 3 申立方法

人権救済の申立ては、原則として、次の事項を記載した文書によって行ってください。人権救済申立ての文書であることを明記してください。申立ては、郵送で結構です。

- 申立人の氏名、住所(または居所)及び連絡方法
- 侵害者または相手方の氏名(団体や機関の場合は名称)
- 申立事件の概要
- 申立事件の処理等についての要望

### ご連絡先・お問い合わせ先

日本弁護士連合会人権部人権第一課  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3  
TEL:03-3580-9841(代)